

書道博物館藏吐魯番出土 『左傳』服虔注殘卷について

白石將人

一、本資料について

1. 著録

『臺東區立書道博物館圖録』によれば、本資料は日本の重要文化財で、「春秋左氏傳殘卷、縦一五・七×横二五・五、唐（七～九世紀）頃、吐魯番三堡出土」となっている¹。『吐魯番文書總目 日本收藏卷』には、「東京書道博物館藏吐魯番文書」の部分に、「138 六朝寫《春秋左氏傳・昭公七年》殘片」として著録されている²。

また『中村不折舊藏禹域墨書集成』³の「經卷文書類目錄——中國及び本邦」⁴に據ると、本文書は財團法人書道博物館の所藏する「六朝及唐人墨蹟」という卷子の最初に貼り込まれている。また、この卷子は吐魯番三堡の出土に係るといふ。この目錄でも既に春秋左氏傳服虔注の佚文ではないかと指摘されている。

さらに、同書に收められている「不折舊藏寫經類コレクションについて」⁵に據ると、この卷子は不折の所藏になる以前に、梁素文の所藏であったという。

書寫年代に關しては、上記の著録によると六朝あるいは唐、卷子の題名に據れば六朝から唐代にかけてということになる。しかし、これらの書寫年代は確たる根據があつてのことではなく、推測によるものと思われる。

¹臺東區立書道博物館編、2007年改訂初版、16頁。

²陳國燦・劉安志主編、武漢大學出版社、2005年、504頁。

³磯部彰編集『中村不折舊藏禹域墨書集成：臺東區立書道博物館所藏』、文部科學省科學研究費特定領域研究〈東アジア出版文化の研究〉総括班、東アジア善本叢刊第2集、東京：二玄社、2005年。

⁴財團法人書道博物館編。ただ、本目錄はもと中村不折の子息の中村丙午郎氏が、不折の著録などに基きつつ、昭和二十年代後半に發行したものという。

⁵鍋島稻子執筆。

2. 書寫年代

以下に文書の書寫年代の推定を試みる。同じ卷子に貼り込まれているもので年代が特定できるものに、唐中宗景龍三年（709）の紀年のある殘經がある。だが、だからといって本資料の書寫年代と直ちに結びつけられるわけではないだろう。

同時に出土したと考えられるものとして、中村不折の所藏する他の梁素文舊藏でなおかつ吐魯番出土のものを見てみても、紀年のあるものはない。そこで梁素文とコレクションの内容が交錯している王樹枏舊藏のもので中村不折の所藏になったものを見ると、紀年のあるものが一つある。それは、「佛說菩薩藏經第一」という資料で、これには北涼承平十五年（457）の年紀があり、出土地も本資料と同じ吐魯番三堡である。しかし、この資料は王樹枏の『新疆訪古錄』によると、鄯善土峪溝の出土ということになっており、確定的なことは言えない。

結局同時に出土したものから年代を確定することは出来ない。本資料の年代判定として残された方法は字體によるものである。字體から見ると、隋唐を下るものとは思われない。藤枝晃編著『トルファン出土佛典の研究——高昌殘影釋録』⁶所載の「一〇四 金光明經」に字様がよく似ているように思われる。これは、藤枝氏の分類では、「AA 北朝前期様式寫本」とされるものである。書寫年代は北朝期と見るのが妥当であろう。

紙の大きさに關しては、『書道博物館圖録』には上記のように、「縦一五・七×横二五・五」とあるが、寫眞で見ると分かるように、上部と左右は欠けており、正確な測定は困難と思われるので、推測を逞しくすることは止めておく。

なお、『講座敦煌 5 敦煌漢文文獻』所載の吳其昱「敦煌漢文寫本概観」には、「正式な經典は……一紙に約二九行、一行に一七字を書く。儒家の經典は一行常に一四字で、黑色の細い罫があり、上下に餘白を残し、標點は無く、誤字は時として雌黃で塗りつぶす。非正式の文書は、墨點や小さな丸で斷句し、或いは、朱點や記號で主に篇章を分ける。」とある⁷。

本資料は、推定される經文を補うと一行は十七字か十八字なので、經書であるにもかかわらず、吳氏の言う「正式な（佛教の）經典」の格式で書かれていて、「儒家の經典」の體裁では書かれていないようである。また、朱點で篇章を分けているので、「非正式の文書」の形態となっている。

⁶京都：法藏館、2005年。

⁷池田温編、東京：大東出版社、1992年、17-18頁。

3. 翻字

以下に翻字するが、今回の翻字に際しては、『書道博物館圖録』16頁所収の寫眞に據った。この部分は『春秋左氏傳・昭公七年』の傳に符合する。

上段が今回扱う殘卷の翻字であり、下段の小さな字が現行の阮元本『十三經注疏』の『春秋左氏傳』の傳文及び杜預注である。

傳文に關しては、兩者の傳文の違うところは、太字で表記した。〔 〕で囲まれた部分は、現行の傳文を基にして、類推して補った部分である。

注文に關しては、兩者の同じ部分に、下線を施した。なお、傳も注も句點を適宜補った。原文にある朱點は「・」で表記した。「①」という數字は本資料での行數を表示する。

①〔百事。今有司曰女胡執人於王宮？將焉〕執之。周

百事。今有司曰「女胡執人於王宮？」將焉執之。周

②〔文王之法曰有亡荒〕闕，・所以得天下也。亡，罪人；荒，大；闕，蒐。言有亡人，當大蒐於衆也。吾

文王之法曰「有亡荒闕，荒，大也；闕，蒐也。有亡人，當大蒐其衆。所以得天下也。」吾

③〔先君文王作附區〕之法。・附，隱；區，匿也。曰盜所隱器所爲盜藏器之人也。

先君文王楚文王。作僕區之法。僕區，刑書名。曰「盜所隱器，隱盜所得器。」

④〔與盜同罪。所以封汝〕也。・封界所以北至汝也。言行此善法，故封境益廣，乃至於汝也。若從有司

與盜同罪。」所以封汝也。行善法，故能啟疆北至汝水。若從有司，

⑤〔是無所執逃臣也。逃〕而舍之。・是無陪臺也。臣之臣曰「陪」；僕之臣曰「臺」。王事

是無所執逃臣也。逃而舍之，是無陪臺也。言皆將逃。王事

⑥〔無乃闕乎？昔武王〕數紂之罪以告諸侯曰，・紂爲

無乃闕乎？昔武王數紂之罪，以告諸侯曰「紂爲

⑦〔天下逋逃主萃淵藪。〕言逋逃之歸紂者，若鳥之集／困，魚之入瀾，獸之窟藪也。故夫致

天下逋逃主萃淵藪。」萃，集也。天下通逃，悉以紂爲淵藪澤而歸之。故夫致

- ⑧ [死焉。君王始求諸] 侯而則紂無乃不可乎？ 若死焉。人欲致死討紂。君王始求諸侯而則紂無乃不可乎？ 若
- ⑨ [以二文之法取之。盜有所] 在矣！ 言王亦盜也。王曰。取汝臣以往。以二文之法取之，盜有所在矣！ 言王亦爲盜。王曰：「取而臣以往。往去之。
- ⑩ [盜有寵未可得也。] 遂舍之。盜有寵，王自謂。・・・楚子成章華盜有寵，未可得也。」「盜有寵」，王自謂，爲葬靈王張本。遂赦之。赦無字。○楚子成章華
- ⑪ [之臺。願以諸侯落之。] /成也/者。大宰遠啓疆曰臣能得之臺，願以諸侯落之。宮室始成祭之爲落。臺，今在華容城內。大宰遠啓疆曰「臣能得
- ⑫ [魯侯。遠啓疆來召公辭曰] 昔先君成公命我先魯侯。」遠啓疆來召公辭曰「昔先君成公命我先

4. 譯文

[] は論者による補足部分である。譯は岩波文庫本⁸を参考にしたが、これは杜預注に基づいているので、この卷子の注に合致するように適宜改めている。

[楚の靈王が章華臺という宮殿を造り、そこに逃亡者を匿っていた。靈王の臣である無宇の門衛が罪を犯し章華臺に逃げ込んだ。無宇はそこで章華臺で門衛を逮捕しようとするが、王宮で人を逮捕することは犯罪なので、逆に王宮の役人に捕らえられて、王の前に引き立てられてしまった。そこで無宇は靈王の前で、辯論を始める。]

[無宇が語って言うには、人々は各々階級に別れて、] 全てのことを [行っています。] ところが今、役人は「なぜお前は王宮内で人を逮捕するか？」と仰せられる。いったい、どこで人を捕らえたらいいのですか？ 周の文王の法に「逃亡者あらば、隈なく搜索せよ」とあり、よって文王は天下を手になされました。吾が楚の先君文王は、附區の法を作られ、「盜の持ち込んだ品を隱匿すれば、盜と同罪とする」とされ、よって汝水の地に封ぜられました。役人の言うとおりにすると、逃げた部下を逮捕する場所もありません。逃げても放置しておけというのなら、陪・臺 [というような、臣下の階級の上下による區別] などは存在しないはずです。それ

⁸小倉芳彦譯『春秋左氏傳』下冊、東京：岩波書店、1989年。

では國事に缺陷が生じるではありませんか。昔、周の武王が紂の罪を列擧して諸侯に通告した中に、「紂は天下の逃亡者の受け入れ先となり、巢窟となった」とありました。そこで人々は決死の覺悟をしたのです。我が君は諸侯を集めようとする矢先から紂に則られるとは、とんだ間違いではございませんか。もし〔周と楚の〕二人の文王の法で捕らえるとすれば、盜はここにおられます〔と靈王のことを指す。〕」

靈王は、「お前の部下を捕らえて連れて行け。まだ天寵を受けている盜〔すなわち靈王自身のこと〕は捕らえることはまかりならぬ」と言って無字を赦免した。

楚子は章華臺が完成すると、諸侯とともに落成式を舉行したいと思った。大宰の遠啓疆〔イケイキョウ〕は、「臣なら魯侯をお連れできます」と言って、魯に来て公〔魯侯のこと〕を招待した。その口上はこうである。「その昔、先君成公は我が先〔大夫嬰齊に仰せられた……〕」

5. 検討

本項では阮元本の他に、更に宮内廳書陵部藏の『左傳集解』の寫本も比較に用いた。これはもともと博士家の清原氏の所藏だったが、執權の北條氏に渡って金澤文庫に入り、徳川家を経て宮内廳に入ったものである。三十巻全てが残っている完本である。今回、吐魯番出土の舊抄本を検討するに当たって、日本古寫本と比較するのも意義があるだろう。

a. 割注について

③行目

この殘卷の割注の「附，隱；區，匿也。」という部分が、『左傳正義』の「服虔云：『僕，隱也；區，匿也。爲隱亡人之法也。』」及び『左傳音義』の「服云：『僕，隱也；區，匿也。爲隱匿亡人之法也。』」の引く服虔注の「僕，隱也；區，匿也。」の部分と重なっている。（「附」と「僕」の相違については後述。）この部分が重なっているので、この殘卷に付けられている他の割注も服虔注の佚文と推測される。しかし、この殘卷では後半の「爲隱（匿）亡人之法」の部分が缺けている。

「爲隱匿亡人之法」の部分は、『左傳校勘記』の「案：《釋文》引《服注》，『亡』上有『匿』字。」が指摘するように、『春秋正義』の「亡」字の上に「匿」字を補えば、『釋文』、『正義』ともに共通で、やはり服虔注の一部であったと考えられる。だが、この殘卷では何らかの理由で脱落したものと思われる。

また、この殘卷の割注が「附，隱。」であるので、この殘卷では缺けている部分

の、この注の依據した傳文は「附區」となっていたと推定できる。だが、現行の『春秋正義』、『左傳音義』の引く服虔注では「僕」となっている。この點については、傳文に關して言及するところで再度論ずる。

また、宮内廳寫本の紙背には「服虔曰僕隱也區匿也爲隱送亡人之法也」という書き込みがある。服虔注には、「隱送」につくる異本があったのだろうか？ただ、「隱送」という語は不詳なので、單なる書き間違えかもしれない。

b. 傳文について

①行目「執」

この字に相當する部分には「親」という字の左下のような筆畫が見えている。現在の「執」の字から見ると不思議だが、上述の宮内廳藏の寫本によると、やはり「執」字の左下を、「親」字の左下のように書いているので、これも「執」の字だと類推できる。

③行目「藏」字の右上

不鮮明であるが、小さく「隱」の字があるように見える。以下は「隱」の字であると假定して話を進める。この書き方から見て、「隱」の字は後から書き入れたものと思われる。もし本文の「藏」字が間違いであったら、「藏」字に何らかの修正の痕跡があっても良さそうであるが、そのようなものは見られない。あるいは、これは異本では「藏」の字が「隱」の字になっているということを表示したものであろうか？

以下では、三箇所の際元本の傳文との異同を検討するが、何れも清代に作られた阮元『十三經注疏校勘記』からはこの異同は窺うことは出来ない。

③行目「附區」

ここは、阮元本傳文では、「僕區」である。經書の中では、『毛詩・大雅・既醉』に、「景命有僕」とあり、『毛傳』に「僕，附也」という訓詁がある。しかし、これは「附着」の意味であり、この箇所の意味である、「隱匿」の意味とは關係ないので、關連はないだろう。

音について以下に考察する。

中古音

僕 入聲沃韻並母一等

附 去聲遇韻並母三等

上古音⁹

僕 侯部入聲

⁹董同龢『上古音韻表稿』（上海：商務印書館、1948年）による。以下、上古音は同書による。

附 侯部去聲

中古音に関しては、聲母は「僕」、「附」は共通であるが、主母音、聲調は異なる。上古音でも、同部ではあるが聲調が違う。「附區」という言葉は、中國古典中には見だし得ない語であるので、音が似ていることにより字が異なっていると考えるのが適當であろう。『左傳正義』、『左傳音義』に引く服虔注が「僕」になっているのは、優勢な杜預注の依據する傳文にあわせて、「附」から改められたものと推察される。

⑦行目

宮内廳寫本には、「故夫人致」と「人」の字がある。意味としてはそんなに變わりがないが、字としては吐魯番出土の本資料と阮元本が同じで、宮内廳寫本だけが異なることになる。

⑨行目

「汝」は阮元本、宮内廳寫本では「而」に作る。「而」でも「汝」でも、ここは「おまえ」という二人稱の代名詞の意味であろう。

中古音

汝 上聲語韻日母三等

而 平聲之韻日母三等

上古音

汝 魚部上聲

而 之部平聲

⑩行目

「舍」と「赦」

この段は、「自分(王)はとがめないようにせよ」ということであり、本資料の「舍」は「捨」の意であろう。宮内廳寫本、阮元本の「赦」も結局は不問に付すということになる。両者は字音も同じである。

中古音

舍 去聲禡韻書母三等

赦 去聲禡韻書母三等

上古音

舍 魚部去聲

赦 魚部去聲

また、この行の末尾にある「……」という朱點は、話の切れ目を示す科段點と思われる。

⑪行目

宮内廳寫本だけが「太宰」としていて、「大」にしている本資料及び阮元本と異なる。「遠啓疆」の「疆」字は、本資料だけが「疆」で、他の二者は「彊」である。本資料では欠落しているが、⑫行目の「疆」も同様と推定される。

⑫行目

「昔先君」を、宮内廳寫本だけ「昔我先君」とする。

6. 小結

注文は杜預注とは一致しない部分が多く、『春秋左傳正義』と『經典釋文』の引用する服虔注と一致する部分があるので、服虔注の佚文と考えられる。ただ、『正義』、『釋文』所引の服虔注とくらべると分かるように、省略されている箇所があることも明らかである。

『隋書經籍志詳攷』所載¹⁰の『春秋左氏傳解詁』（服虔注）に挙げられている輯本、『玉函山房輯佚書』、『同續編』、『漢學堂叢書』、『漢魏遺書鈔』、『本邦殘存典籍による輯佚資料集成及び同續』、『左傳賈服注攷逸』¹¹及び『鄭氏佚書』には未載であるので、これが服虔注だとすると、新しい佚文と言うことになる。

また、傳文も阮元が主に宋版に依據してまとめた『十三經注疏校勘記』からは知る事の出来ない異文があったことが分かる

二、『春秋左氏傳』服虔注とは？

後漢末期の大儒鄭玄は群經に注を書いたが、『春秋左氏傳』にだけは注を書かなかった。『世說新語・文學篇』にある説話によると、

鄭玄欲注春秋傳，尚未成時，行與服子慎遇宿客舍。先未相識，服在外車上與人說己注傳意，玄聽之良久，多與己同。玄就車與語曰：「吾久欲注，尚未了。聽君向言，多與我同，今當盡以所注與君。」遂爲服氏注¹²。

とあり、鄭玄が、服虔の考えが自分と同じなのを知って、自分の書きかけの注を服虔に與えて、その後服虔が注を完成させたという。服虔については、以下のように『後漢書・儒林傳下』に簡単に履歴が述べられているだけであるが、確かに『左傳注』は書いていたようである。

¹⁰興膳宏、川合康三著、東京：汲古書院、1996年、133頁。

¹¹重澤俊郎編、東方文化學院京都研究所、1936年。

¹²『世說新語箋疏』（余嘉錫著作集）（中華書局、1983年）227頁。

服虔字子慎，初名重，又名祗，後改爲虔，河南滎陽人也。少以清苦建志，入太學受業。有雅才，善著文論，作春秋左氏傳解，行之至今。又
以左傳駁何休之所駁漢事六十條。舉孝廉，稍遷，中平末，拜九江太守。
免，遭亂行客，病卒。所著賦、碑、誄、書記、連珠、九憤，凡十餘篇¹³。

これらに基づいて、鄭玄の『春秋左傳』解釋を窺う資料として、服虔注は清朝考證學者に重視された。しかし、晉の杜預の注が世に行われて以降、宋代には散佚してしまっていたので、今までに上述したように『隋書經籍志詳攷』に挙げられている數種類の輯佚が行われている。鄭玄の著作を輯佚した袁鈞の『鄭氏佚書』にも、『春秋左傳』の部分には鄭玄の春秋注がないので、代わりに服虔注を輯佚している。

三、資料の周邊

1. 他の吐魯番出土『左傳』古寫本

以下で、この斷片に接續する資料がないか、或いは他に『左傳』服虔注が吐魯番から出土していないかを検討する。現在發見されている吐魯番出土寫本のうち、『左傳』に關するものは以下のものであり、それぞれについて私見を書き加えた。また、『吐魯番文書總目 日本收藏卷』、『同 歐美收藏卷』¹⁴が掲出している番號を加えておいた。

京都龍谷大學大宮圖書館藏大谷文書

- ・ 3857 《春秋左氏傳・昭公二十五年》（杜預集解）殘片

実際には注ははっきりと見えない。第一行目に割注の文字が一文字見えるが、その字は「也」か「巴」と思われ、いずれにせよこれは杜注とは符合しないので、本當に杜預集解と見なせるかどうかは判断を保留すべきだろう。

- ・ 4389 《春秋左氏傳・成公十六年》（杜預集解）殘片

4行目に割り注があり、そこに「壓」らしき字と「未（未）」字が見えるが、これは杜注のこの箇所に想定される文字と符合しており、杜注と認めて問題ないものと思う。

- ・ 8090 《春秋左氏傳・成公十七年》（杜預集解）殘片

該當箇所の杜預注とよく一致しており、杜預集解であろう。

¹³中華書局點校本『後漢書』2583頁。

¹⁴榮新江主編、武漢大學出版社、2007年。

東京静嘉堂文庫藏吐魯番文書

- ・ 211 《春秋左氏傳・昭公二十五年》（杜預集解）殘片
これに見える注は、杜預注と一致している。

德國國家圖書館藏吐魯番文獻（Ch 編號部分）

- ・ Ch1044r+Ch2432r 《春秋經傳集解》昭公二十二年
これも杜預注と一致する部分がほとんどで、杜注であろう。

結果として本資料に接續するものはなく、また他に服虔注も出土していないようである。

2. 吐魯番における經學

本資料は服虔の左傳注を窺うことの出来るものであるが、これが吐魯番から出土したということにはどういう背景があるのだろうか？ 當時の中國の經學の狀況、特に左傳學の狀況から考えてみたい。

a. 北朝の經學

中國で晉が南遷してより後、中國は大まかに言って南北に分斷される狀況が生じた。この南北による經學の異同を簡潔に論じているのは以下の文である。

南北所治，章句好尚，互有不同。江左周易則王輔嗣，尚書則孔安國，左傳則杜元凱。河、洛左傳則服子慎。（『隋書・儒林傳』¹⁵）

左傳學では、江南で杜預注が重んじられ、中原では服虔注が重んじられたことが分かる。

特に本資料と時代的な關係が深いと思われる北魏の狀況は以下のようである。

漢世鄭玄並爲眾經注解，服虔、何休各有所說。玄易、書、詩、禮、論語、孝經，虔左氏春秋，休公羊傳，大行於河北。王肅易亦間行焉。晉世杜預注左氏，預玄孫坦、坦弟驥於劉義隆世並爲青州刺史，傳其家業，故齊地多習之。（『魏書・儒林傳』¹⁶）

これによると、北魏では『左傳』に關しては服虔注が行われたことが分かる。杜預注も傳承はされたが、南朝が一時期支配していた東方に限られた如くである。さらに、

¹⁵中華書局點校本『隋書』、1705頁。

¹⁶中華書局點校本『魏書』、1843頁。

河北諸儒能通春秋者，並服子慎所注，亦出徐生之門。張買奴、馬敬德、邢峙、張思伯、張奉禮、張彫、劉晝、鮑長宣、王元則並得服氏之精微。又有衛覬、陳達、潘叔虔，雖不傳徐氏之門，亦爲通解。又有姚文安、秦道靜，初亦學服氏，後兼更講杜元凱所注。其河外儒生，俱伏膺杜氏。其公羊、穀梁二傳，儒者多不厝懷。（『北史』儒林・上）¹⁷

とあり、杜預注を學ぶ人でも、最初は服虔注を學んだようである。ただ、ここでも杜預注が傳承されていた地域もあったことが述べられている。

総じて言えば、北朝では杜預注も行われていたとはいえ、服虔注が優勢であったことが窺えよう。

b. 吐魯番と北朝との外交状況

『魏書・西域傳・車師』に以下のようにある。

初，沮渠無諱兄弟之渡流沙也，鳩集遺人，破車師國。眞君十一年，車師王車夷落遣使琢進、薛直上書曰：「臣亡父僻處塞外，仰慕天子威德，遣使表獻，不空於歲。天子降念，賜遺甚厚。及臣繼立，亦不闕常貢，天子垂矜，亦不異前世。敢緣至恩，輒陳私艱。臣國自無諱所攻擊，經今八歲，人民饑荒，無以存活。」¹⁸

北涼は439年に北魏の攻撃によって滅亡するが、北涼王族の沮渠無諱は高昌に移り、高昌大涼政權を作って勢力を保った。その沮渠無諱によって高昌を逐われた車師王の、北魏・太平眞君十一年（450）における發言に據れば、父親の代にも自分の代にも北魏への朝貢は欠かさなかったとのことである。

さらに、沮渠無諱の弟の沮渠安周が國を繼ぐが、安周は柔然に殺害され、柔然を宗主國として闐氏が王となる。その後、高車の影響下で王が交代を繰り返すが、500年頃に麴嘉が王となる。その麴嘉は以後、永平元年（508）から繼續して北魏に遣使している。

嘉字靈鳳，金城榆中人。……永平元年，嘉遣兄子私署左衛將軍、田地太守孝亮朝京師，仍求內徙，乞軍迎援。於是遣龍驤將軍孟威發涼州兵三千人迎之，至伊吾，失期而反。於後十餘遣使……。三年，嘉遣使朝貢，世宗又遣孟威使詔勞之。延昌中，以嘉為持節、平西將軍、瓜州刺史、秦臨縣開國伯，私署王如故。熙平初，遣使朝獻。……神龜元年冬，孝亮復表求援內徙，朝廷不許。（『魏書・高昌傳』¹⁹）

¹⁷中華書局點校本『北史』、2709頁。

¹⁸中華書局點校本『魏書』、2264-2265頁。

¹⁹中華書局點校本『魏書』、2244頁。

この間、麴嘉は繰り返し内地への移住を懇請していたようである。その後の正光元年（520）²⁰には、

正光元年，肅宗遣假員外將軍趙義等使於嘉。嘉朝貢不絕。又遣使奉表，自以邊遐，不習典誥，求借五經、諸史，并請國子助教劉燮以為博士，肅宗許之。（『魏書』²¹）

とあって、五經と史書を貰い受けることと、國子助教の劉燮を自國の博士にしたいことを要請して、許可されている。麴嘉の自國への中國文化移入の意志が窺われる。ここで「五經」とあるが、ここには『春秋左氏傳』も含まれたはずである。また、當然經文だけでなく注釋も傳えられたはずだが、その解釋は北魏の東部で傳えられていた杜預注よりも、優勢であった服虔注であつたろうと推測される。ただ、劉燮に関しては彼の學問を窺うに足る資料はない。

さらに麴嘉の死後にも、

子堅立。於後關中賊亂，使命遂絕。普泰初，堅遣使朝貢，除平西將軍、瓜州刺史，泰臨縣伯，王如故。又加衛將軍。至永熙中，特除儀同三司，進爲郡公。後遂隔絕。至大統十四年，詔以其世子玄嘉爲王。恭帝二年，又以其田地公茂嗣位。武成元年，其王遣使獻方物。保定初，又遣使來貢。（『魏書』²²）

とあり、一時交流が途絶えたこともあるが、武成元年（559）、保定（561-565）初と、北魏に引き続き、北周にも朝貢していた。これらの高昌國と唐との交流については、辻正博「麴氏高昌國と中國王朝」²³が詳しい。

c. 北朝系經學と南朝系經學

こうしたことを考えてみれば、高昌が北朝で盛行していた『春秋左氏傳』服虔注を移入していた蓋然性は極めて高いと言えるだろう。

一方、吐魯番出土の經學文獻と南朝系經學との關連については、すでに朱玉麒が指摘している²⁴。

²⁰ 羅振玉『高昌麴氏年表』。今、『羅振玉學術論著集』第八集上（上海古籍出版社、2010年）所收に據る。正光元年條（47頁）に「兩史（論者注：「兩史」指『魏書』及『北史・高昌傳』）不載表求經史之年，叙於趙義使嘉之後，當是是年事。」とある。ここでは、この羅氏の說に従って五經の要請を正光元年のこととみなす。

²¹ 中華書局點校本『魏書』、2244-2245頁。

²² 中華書局點校本『魏書』、2245頁。

²³ 夫馬進編『中國東アジア外交交流史の研究』（京都大學學術出版會、2007年）、52-83頁。

²⁴ 朱玉麒「吐魯番新出《論語》古注與《孝經義》寫本研究」『敦煌吐魯番研究』第10卷、上海古籍出版社、2007年、43-56頁。

吐魯番の洋海 1 號墓葬 (97TSYM1) は 477 年の紀年文書が見つかっており、埋葬年代もその頃と思われる。その中に (97TSYM1:12) という『論語』古注が表に、『孝經義』が裏に書かれた文書があった。『孝經義』は南朝の義疏の學と關連が有り、一方同じ紙の表面に書かれている古注を朱氏はこれを鄭注と推測して、鄭注も南朝で學官には立てられていたから、これも南朝から傳わったものとしても不思議はないと見なしている。これは同時に發見された資料から明らかになった、475 年の呉からの使者の來訪による影響であると推測しておられる。

ただ、吐魯番と南朝系經學との關わりもさることながら、北朝系經學の影響があったことも、北朝との密接な交流、とりわけ 520 年の五經と博士の北魏への要請から當然考えられることである。ただ、吐魯番で見ついている『左傳』の注は、上記のように圧倒的に杜預の『集解』が多い。本資料だけが服虔注と思われるだけである。敦煌の藏經洞から出た儒教經典を網羅的に研究した許建平『敦煌經籍叙録』²⁵も、『左傳』注として挙げるのは、全て杜預『集解』である。もともと南朝では杜預注が優勢であったし、北朝でも杜預注の傳承は絶えなかった。上記では吐魯番と北朝との交流だけを取り上げたが、北魏と対立していた沮渠氏はもとより、麴嘉の後繼者の麴堅²⁶も梁の大同年間 (535-546)、南朝・梁に遣使 (『梁書・諸夷傳』) している。しかも、唐以降は南朝系の經學が中國を席卷したので、杜預『集解』が多く發見されるのは當然のことである。

四、まとめ

以上見てきたように、本資料は北朝期に書寫されたものと考えられる。そこに書かれている『春秋左氏傳』の注釋は『左傳』服虔注の新出の逸文であり、また本資料から『左傳』傳文の異文も指摘できた。

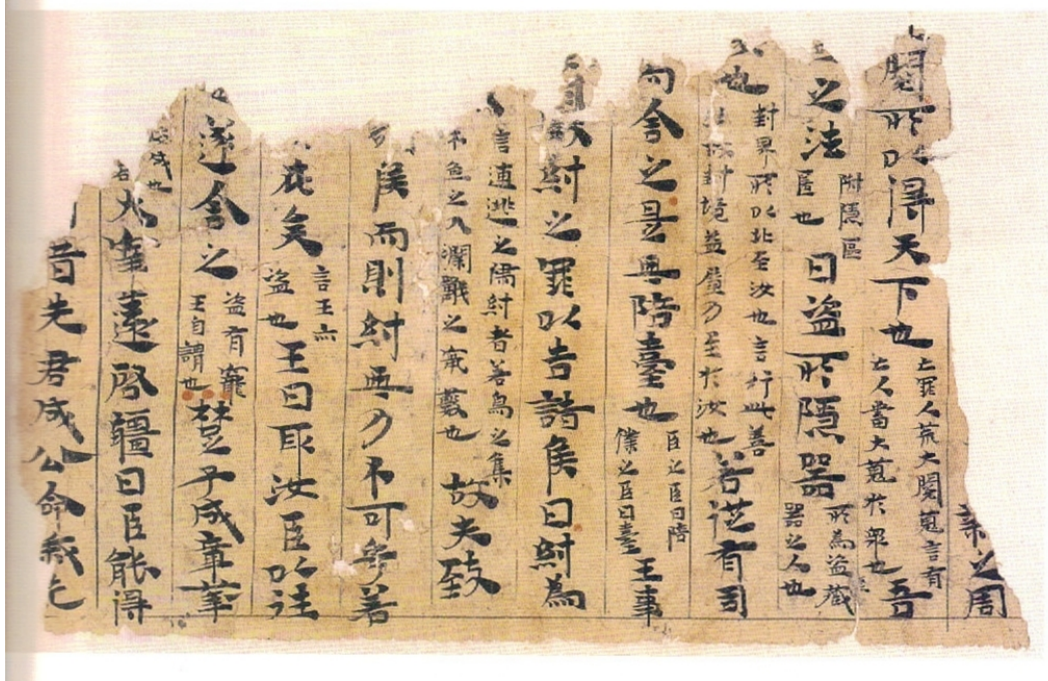
本資料は吐魯番から出土した『左傳』注の中では現在確認できる唯一の服虔注であるが、高昌が北朝と外交關係を維持していて、學問の面でも北朝の影響を受けていただろうことを考えると、北朝で盛行していた『左傳』服虔注が見つかったことも自然なことであろう。

ただ、残念なのは、本資料の書寫年代を限定することができなかつた點である。字體より見て、大まかに北朝期と見なす他なかつた。

(作者は北京大學歴史學系博士課程)

²⁵北京：中華書局、2006 年。

²⁶羅振玉によれば、嘉と堅の間に短期間だが麴光の一代があつたという (羅氏前掲書 48 頁)。



『臺東區立書道博物館圖錄』より「10 重文 春秋左氏傳殘卷」